

授業料減免の対象者の認定継続手続きについて

（※対象者にはメールでご案内しています。）

日本学生支援機構の給付奨学金を受給しており、併せて授業料減免の支援を受けている方には、授業料の減免について、毎年2回、認定の継続申請手続きが必要となります。下記の期限までにお手続きください。提出がない場合、授業料減免の支援は受けられなくなります。大学から提出を催促することはありませんので、余裕をもって期限までにお手続きください。

また、この時期には、適格認定における収入額・資産額等の判定を行います。これにより、10月から支援区分が変更となったり、支援が停止する場合があります。

●提出書類

- ①大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書
- ②授業料分納等申請書

●提出方法 学生支援課窓口を持参し提出してください。

●提出期限

2023年8月25日（金）17時まで

●提出先・問い合わせ先

学務部学生支援課（2番窓口/本館I棟1階）
TEL:083-252-0289（平日：8：30～17：15）

●注意事項

・上記②の授業料分納等申請書により2024年2月26日まで授業料の納入を猶予する申請をしていただきます。そのため、授業料は分けて納付する事ができません。

・停止中の方についても継続手続きを必ず行ってください。

早めの提出を心掛けましょう。期限までに提出がない場合、授業料減免対象となりません。